

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部改正に伴う受託契約準則等の一部改正について

平成 2 2 年 4 月 1 日
株式会社TOKYO AIM取引所

当取引所は、受託契約準則等の一部改正を行い、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください）。

今回の改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日付で金融商品取引業等に関する内閣府令及び租税特別措置法施行令が一部改正されることに伴うものです。

以 上